

## 喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務に関する公募型プロポーザル審査要領

### 1 目的

この要領は、喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務の目的及び内容に最も適した相手方を公募型プロポーザルで選定するにあたり、円滑な審査と、審査の透明性を確保することを目的とする。

### 2 審査主体

喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）により審査を実施する。

### 3 選定の形式

- (1) 1次審査 書類審査
- (2) 2次審査 ヒアリング審査

### 4 審査対象者

#### (1) 1次審査対象者

喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格を承認された者で、期限内に必要な書類の全てを提出した者

#### (2) 2次審査対象者

1次審査において2次審査対象者に選定された者

### 5 審査の方法

#### (1) 1次審査の方法

1次審査として11月25日（月）までに提出された必要書類を審査し、2次審査対象者として選定するものとする。

#### (2) 2次審査の方法

- ① 1次審査を通過した者によるヒアリングを2次審査として実施する。

申請書採点表によりヒアリングとあわせて提案内容等を審査し、評価点の最も高い者を最良の指定管理者候補として特定する。

- ② ①において最良の指定管理者候補が2者以上あるときは、申請書採点表の「審査項目(3)（管理を安定して行う人員、能力）」の評価点の高い者を上位とする。それでも同点の者がいる場合は、当日出席した選定委員に意見徴収して決定する。

- (3) 参加者が1者の場合であっても、1次審査、2次審査を実施し、それぞれにおいて審査基準における満点の6割以上の評価点を得た場合は、その提案者を最良の指定管理者候補として特定し、随意契約に向けた交渉を行うものとする。

## 6 審査基準

### (1) 審査事項

- ① 直売センターの事業目的を推進するものであり、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ④ 収支計画書の内容が、施設の管理の縮減が図られるものであること。

### (2) 審査項目と基準事項

- ① 事業推進及び利用者の平等な利用の確保とサービスの向上
  - ア 直売センターの事業目的を推進するものとなっているか。
  - イ 一部の者に対して利用を制限したり、不適當な優遇となっていないか。
  - ウ 町外利用者の扱いはどうか。
  - エ 利用者にとって利用しやすい施設とするための工夫がされているか。
  - オ 利用者の要望に柔軟に対応できるか。
- ② 施設の効用の最大限の発揮
  - ア 施設の利用を促進させる方策がとられているか。
  - イ 町民の利活用を促進させる方策がとられているか。
  - ウ 季節や天候に柔軟に対応できるか。
  - エ 利用料金の設定は適切か。
- ③ 管理を安定して行うための人員、資産、能力
  - ア 事業者の施設管理に関する実績はどうか。
  - イ 組織の規模が事業を行うにふさわしい人員を確保でき、安定した管理を行う能力を有しているか。
  - ウ 事故に対応できる体制となっているか。
  - エ 個人情報の管理体制は適切か。
  - オ 施設の維持及び管理が十分に行える内容となっているか。
- ④ 管理に係る経費の削減
  - ア 町が支払う管理費用の縮減が図られているか。
  - イ 経費の縮減に事業者の創意工夫が見られるか。
  - ウ 利用見込者数が過大若しくは過少となっていないか。
- ⑤ プロポーザルの内容
  - ア 提案内容が喜茂別町の理念である「人と自然がきらめくまち」を理解し、施設を管理するにふさわしいものとなっているか。
  - イ 地元雇用への配慮がなされているか。  
\*他の団体に比べプロポーザルの内容が特に優れている点を評価する。